

## 受講の流れ(技能証明取得までの流れ)

### 01 技能証明申請者番号の取得

国家ライセンス取得コースの申込みには『技能証明申請者番号』が必要になります。  
当センターの国家ライセンス講習は、「技能証明申請者番号」をDIPSにて取得後、受講の申込みが可能となります。受講予定の登録講習機関に株式会社未来図を選んでください。【コード T0137001】  
ドローン情報基盤システム (DIPS 2.0)  
<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>

### 02 受講のお申し込み

専用フォームから希望コースを選んでいただき申込みをしてください。  
経験者の方は、必ず「経験者」と証明できる民間技能証明証や飛行実績がわかる書類等をご提出願います。  
経験者であっても、当センターにて経験者として適さないと判断した場合は、「初学者」としての受講を勧めます。予めご了承ください。

### 03 学科・実地講習の受講

無人航空機に関する知識・能力についての学科及び実地の無人航空機講習を受講します。  
各コース、学科及び実地講習の必要履修時間数が定められています。  
一等資格（基本）、二等資格（基本）に加え、限定変更（目視外、夜間）講習を選択していただけます。  
民間ライセンスを取得している人等（経験者）は、受講時間短縮の措置が取られます。

### 04 実地修了審査

実地修了審査の構成は、「机上試験」、「口述試験」、「実技試験」からなっています。  
持ち点100点からの減点方式の試験となっており、二等資格は70点以上、一等資格は80点以上を保持する必要があります。  
無人航空機講習を受講し、実地修了審査を合格した場合、講習修了証明書及び証明書番号を発行いたします。

(※指定試験機関での実地試験が免除されます。)

### 05 指定試験機関での学科試験

指定試験機関に受験申請を行い、学科試験・身体検査を受験します。(実地試験は免除されます)  
免除申込みには、「講習修了証明書のデータ」及び「講習修了証明書番号」が必要になります。  
合格した場合、「試験合格証明書」が発行されます。学科試験はCBT (Computer Based Testing) による試験です。<https://ua-remote-pilot-exam.com/>

(※無人航空機操縦者技能証明に係わる指定試験機関は、ClassNK(一般財団法人 日本海事協会)です。)

### 06 技能証明書の交付

全ての試験に合格後、国土交通省に対して技能証明書の交付申請手続きを原則オンライン (DIPS2.0) にて行います。  
郵送にて証明書が届きます。  
技能証明書の有効期限は3年です。技能証明書を再度発行する場合は更新が必要となります。

## 受講までにご用意していただくもの

### 01. 技能証明申請者番号

国家ライセンス取得コースの申込みには『技能証明申請者番号』が必要になります。技能証明申請者番号をDIPSにて取得後、受講の申込みを行ってください。

### 02. ご本人と確認できる書類等

【保険証/運転免許証/マイナカード/パスポート（旅券）/学生証/住民票】  
ご用意出来ない場合はご相談ください。

### 03. 「経験者」とわかる書類等

「経験者」コース受講の際は、国土交通省のHPで掲載している講習団体発行の証明証等や飛行記録がわかる書類等：1通  
ペーパーパイロット等の方は、「初学者」での受講をお勧めする場合がございます。

### 04. 住民票の写し

本籍の記載のある住民票の写し（6月以内に作成したものに限り。）：1通

### 05. 顔写真

写真（縦：30mm×横：24mm）の裏面に氏名及び生年月日を記入したもの：1葉

### 06. 教習料金

料金の詳細については講習料金表をご覧ください。納入方法は、銀行振込のみとなっております。

### 07. メガネ・コンタクト・補聴器等

実技講習の際、必要であればご本人に適正なメガネやコンタクト、補聴器などをご用意ください。

## 受講資格

- ・16歳以上であること
- ・航空法の規定により国土交通省から本試験の受験が停止されていないこと  
※障がいのある方は、事前にご相談ください。

## 欠格事由等

以下に該当する方は、試験の合否に関わらず技能証明を取得することはできませんのでご注意ください。

### （航空法百三十二条の四十五）

- ・十六歳に満たない者
- ・法百三十二条の四十六第一項ただし書（第一号から第三号までにかかる部分を除く。以下この項において同じ。）の規定により技能証明を拒否された日から起算して一年を経過していない者若しくは同項ただし書の規定により技能証明を保留されている者又は同条第三項の規定により技能証明を取り消された日から起算して一年を経過していない者若しくは同項の規定により技能証明の効力を停止されている者
- ・法百三十二条の五十三（第一号から第三号までにかかる部分を除く。）の規定により技能証明を取り消された日から起算して二年を経過していない者又は同条の規定により技能証明の効力を停止されている者

### （航空法百三十二条の四十九）

- ・法百三十二条の四十九第二項の規定により、試験に関する不正行為に関係のある者として定められた期間試験を受けさせないこととされている、当該期間が経過していない者